

『土地改良施設総合補償制度』のご案内

1. 土地改良施設管理者補償保険

施設の管理中におけるお怪我を補償致します。

○保険金

補償プラン	Aプラン	Bプラン	Cプラン
死亡・後遺障害	100万円	200万円	300万円
入院（1日当り）	1,000円	2,000円	3,000円
通院（1日当り）	1,000円	1,000円	1,500円

○掛金（1人当たり）

区 分	Aプラン	Bプラン	Cプラン
20名未満	5,650円	7,810円	11,720円
20名以上	5,380円	7,440円	11,160円
100名以上	5,090円	7,040円	10,560円

保険期間：毎年5月1日～翌年5月1日までの1年間

2. 農業用施設賠償責任保険

下記の施設・設備の構造上の欠陥あるいは管理上の不備が原因の事故を補償します。

○保険金

区 分	対人賠償 (身体障害)	対物賠償 (財物損壊)
1事故あたりの支払限度	1億円	1千万円
1名あたりの支払限度	3千万円	—
自己負担（免責額）	1万円	1万円

○掛金

①かんがい用水路 河川等	1kmあたり	2,783.025円	256.215円
②ため池・湖沼 ダム貯水部分等	10㎡あたり	1.6821円	0.203円
③農道・林道・里道 赤道・牧道	1kmあたり	1,878.660円	306.24円
④上記以外の施設	10㎡あたり	1.429785円	0.17255円

下記の施設・設備の管理業務等を行っている際の誤操作によって生じた事故を補償します。

①ダム機械	10㎡あたり	40.698円	4.176円
②頭首工・揚排水機場	10㎡あたり	40.698円	4.176円

保険期間：毎年6月1日～翌年6月1日までの1年間

※詳細については、山口県土地改良事業団体連合会 業務管理課（TEL：083-933-0034）までお問い合わせ願います。

※掛け金は令和4年度のものであります。